

あんしん サポートブック

保険金・給付金のご請求事例集

本冊子は、保険金・給付金をもれなくご請求いただくために、主な商品のお支払いできる場合・できない場合の代表的な事例をまとめたものです。

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

1 保険金・給付金のご請求手続きの流れ

P.1

2 保険金・給付金のご請求について

P.2

3 お支払いできる・できない
具体的事例

P.4

4 保険料
お払込免除の
対象となる時

P.16

5 指定代理請求特約
について

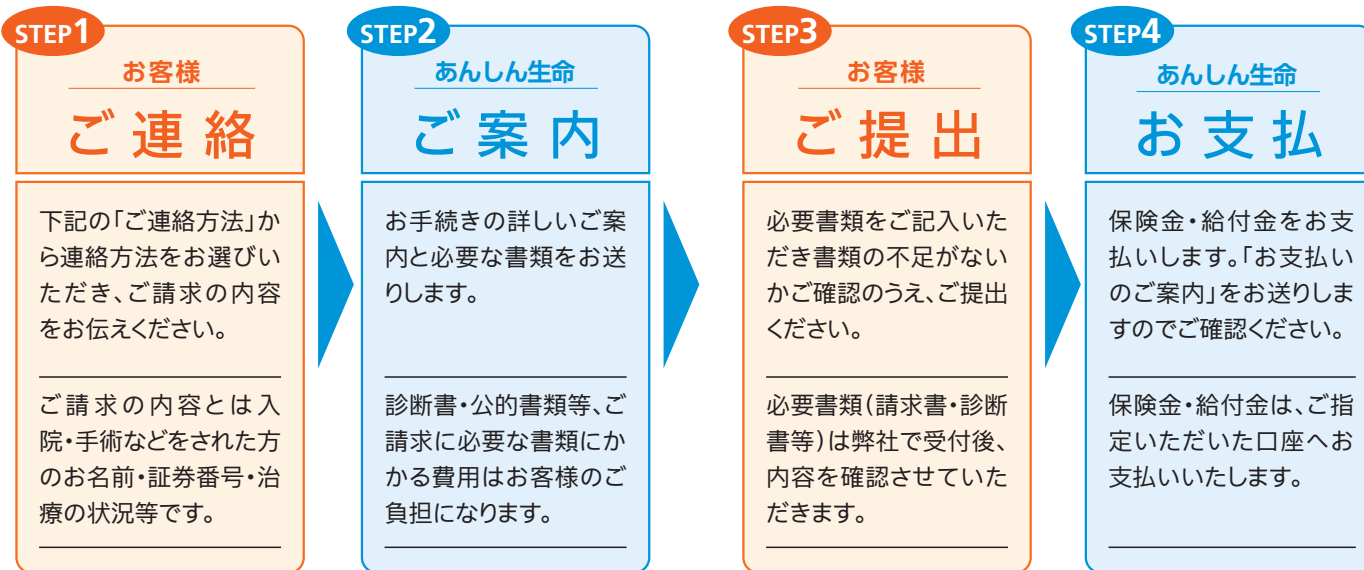
P.17



人生360°のあんしんへ。



東京海上日動あんしん生命



ご連絡方法

お電話でのご連絡

保険金請求受付専用ダイヤル
☎️ **0120-536-338**
【受付時間】平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

代理店・ライフパートナーへのご連絡

担当の代理店もしくはライフパートナーにご連絡ください。

インターネットでのご連絡

<弊社ホームページ>

<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

ご連絡方法(変額保険)

お電話でのご連絡

(変額保険)保険金請求受付専用ダイヤル
☎️ **0120-765-322**
【受付時間】平日 9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

代理店・ライフパートナーへのご連絡

担当の代理店もしくはライフパートナーにご連絡ください。

「保険金再審査ご相談コーナー」

弊社に保険金・給付金等をご請求いただいたお客様で、決定内容に疑問やご納得をいただけない点があった場合、ご照会またはご相談を承るコーナーです。

また、「再審査請求制度」や「社外弁護士相談制度」のご利用を希望される場合のご案内・受付窓口ともなります。

☎️ 0120-158-900
【受付時間】月曜日~金曜日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除きます)

2 保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金等をもれなくご請求いただくためのご案内です。

ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合

ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

入院をした

手術をした

放射線治療をした

入院給付金・手術給付金等のお支払い対象となる可能性があります。

〈対象となる保険種類・特約例〉

- 医療保険
- 医療総合保険
(基本保障・無解約返戻金型)
- 疾病入院特約 など

入院や手術によるご請求の場合

入院前や退院後に通院をされたとき

所定の日数の入院をし

かつ

入院前後の所定の期間内に通院をした

通院給付金のお支払い対象となる可能性があります。

〈対象となる保険種類・特約例〉

- 通院特約
- がん保険
- がん通院特約

病名が「がん」でない以下のような疾病も「がん(悪性新生物)」となります。

[例]リンパ性白血病、多発性骨髄腫、真正赤血球増加症(多血症)、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症、ランゲルハンス細胞組織球症

障害状態になられたとき

- 両眼が見えなくなった
- 発音ができなくなった
- 両耳が聞こえなくなった
- 手や足を切断したなど

高度障害保険金や障害給付金のお支払い、保険料払込免除の対象となる可能性があります。

ご病気が5疾病のとき

[5疾病とは]

- がん(悪性新生物)
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中
- 肝硬変
- 慢性腎不全

就業不能給付金または重度5疾病・重度介護給付金のお支払いや保険料払込免除の対象となる可能性があります。

〈対象となる保険種類・特約例〉

- 5疾病就業不能特約
- 重度5疾病・重度介護家計保障特約
- 家計保障定期保険(重度5疾病・重度介護保険料払込免除特例)

ご病気が3大疾病のとき

[3大疾病とは]

がん(悪性新生物)

急性心筋梗塞
または
心疾患

脳卒中
または
脳血管疾患

特定疾病保険金等のお支払いや保険料払込免除の対象となる可能性があります。

(注)ご契約により対象となる疾患が異なります。

〈対象となる保険種類・特約例〉

- 医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)
(特定疾病保険料払込免除特例)
- 3大疾病保険料払込免除特約
- 3大疾病保障特約
- 特定疾病保障終身保険/特定疾病保障定期保険など

●お支払いにはそれぞれ条件があります。お手元の保険証券でご契約内容をご確認ください。

●対象となる保険種類へのご加入がない場合や、特約が付加されていない場合にお支払いできません。

2 保険金・給付金のご請求について

ご請求の際によくあるご質問

Q1 複数回の手術や放射線治療を受ける場合、診断書は一枚にまとめられますか？

A1 複数の治療内容を1枚の診断書にまとめていただくことは可能です(同一の病院内に限ります)。

Q2 入院が長引きそうです。退院前に入院給付金を請求できますか？

A2 ご退院前でも給付金のご請求は可能です。残りの入院給付金をご請求される際には、改めて診断書等をご提出ください。なお、診断書のご提出をいただく場合は医療機関にお支払いいただく診断書発行料が都度必要になりますので、あらかじめご了承ください。

Q3 日帰り手術をしたのですが、手術給付金の請求はできますか？

A3 日帰りでも、所定の手術を受けられた場合にはご請求いただくことができます。ただし、切傷による皮膚の縫合手術など、お支払いの対象外となる手術もあります。手術給付金のお支払可否につきましては、ご提出いただいた診断書等の書類により判断させていただきます。

Q4 入院給付金を受け取るのにどれくらいの日数がかかりますか？

A4 診断書等のご請求書類が弊社に到着し、書類に不備がない場合には5営業日以内にお支払いします。また、ご請求の内容によっては追加確認が必要になることがあり、この場合には、ご請求書類到着後、すみやかにお客様にご連絡いたします。

主な保険用語のご説明

約款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

保険契約者

生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(たとえば、契約内容の変更などの請求)と義務(たとえば、保険料を払い込む義務)を持つ人のことをいいます。弊社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

被保険者

保険(保障)がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

受取人

保険金・給付金・年金などを受け取れる人のことをいいます。

責任開始期(日)

弊社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

保険金

被保険者がお亡くなりになったときや、弊社所定の高度障害状態になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

給付金

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

保険料

ご契約者から、弊社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

支払事由

保険金・給付金・年金などを支払うことになる事象をいいます。

免責事由

保険金・給付金等のお支払事由や、保険料払込みの免除事由に該当しているものの、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除ができない、約款所定の事由をいいます。

告知義務

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反

告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や特約が解除されることがあります。

3 お支払いできる・できない具体的事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

亡くなられたとき・高度障害状態になられたとき

定期保険、終身保険などにご加入の場合

不慮の事故により亡くなられたとき

災害死亡保険金

階段で足をすべらせて転落し、頭を強打した際の「急性硬膜下血腫」により亡くなられた場合。

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難となっている方が、食物を喉に詰まらせて、亡くなられた場合。

お支払いできます

お支払いできません

「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款所定の分類項目に該当する事故をいいます。お支払いできない事例のように、窒息の原因が疾病の場合、約款所定の分類項目から除外されている事故にあたるため、災害死亡保険金はお支払いできません。

不慮の事故により約款所定の高度障害状態になられたとき

高度障害保険金等

自動車運転中に生じた事故によるケガで、両眼の視力を永久に失った場合。

自動車運転中に生じた事故によるケガで、両眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。

お支払いできます

お支払いできません

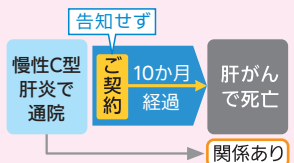
高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。お支払いできない事例のように回復の見込みがある場合は約款所定の高度障害状態に該当しないため高度障害保険金はお支払いできません。なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

病気により亡くなられたとき

死亡保険金等

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃がん」で亡くなられた場合。

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で亡くなられた場合。



お支払いできます

お支払いできません

ご契約(特約)にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知された場合には、このご契約(特約)は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

お支払いできる事例は告知しなかった事実と全く因果関係のない疾病で亡くなられたため死亡保険金等をお支払いしますが、お支払いできない事例では告知しなかった事実を原因とする疾病により亡くなられたためお支払いできません。

病気により約款所定の高度障害状態になられたとき

高度障害保険金

ご契約加入後に発症した「くも膜下出血」によって寝たきりの状態となり、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてが、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身はほぼ正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

お支払いできます

お支払いできません

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。お支払いできない事例のように食事の摂取や衣服の着脱、起居が自力で行える等、約款所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

3 お支払いできる・できない具体的な事例



ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

不慮の事故やご病気で入院や手術をされたとき ①

医療保険・医療総合保険などにご加入の場合

不慮の事故により入院されたとき

災害入院給付金

自動車運転中に生じた事故によるケガで入院された場合。	法令に定める酒気帯び運転中に生じた事故によるケガで入院された場合。
 お支払いできます	 お支払いできません

災害入院給付金について、約款で以下のようなお支払いできない場合(免責事由)を定めており、いずれかに該当する場合には災害入院給付金をお支払いできません。




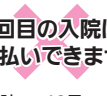
<約款で定めたお支払いできない場合(免責事由)の例>

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

病気により入院されたとき

(1回の入院に対する支払限度日数が60日で、入院1日目から支払われる保険種類の場合)

入院給付金等



「脳梗塞」で70日間入院され、退院から200日後に再び同じ「脳梗塞」で50日間入院された場合。	「脳梗塞」で70日間入院され、退院から100日後に再び同じ「脳梗塞」で50日間入院された場合。
	
 お支払いできます	 2回目の入院は お支払いできません
1回目の入院 — 60日 2回目の入院 — 50日	1回目の入院 — 60日 2回目の入院 — お支払いできません

入院給付金は、約款により1回の入院に対して支払われる限度日数が定められているため、その日数を超過した入院期間については給付金をお支払いできません。なお、いったん退院し、退院日の翌日から180日以内に同一の疾病の治療を目的として再び入院された場合は1回の入院とみなし、1回目の入院と入院日数を通算します。

お支払いできる事例では、1回目の入院は60日分(支払限度日数まで)、2回目の入院は50日分をお支払いします。お支払いできない事例では、1回目の入院は支払日数限度の60日分をお支払いしますが、2回目の入院は退院日の翌日から180日以内に再び同じ疾病で入院しているため1回の入院とみなし、1回目の入院と合わせた支払日数が支払限度日数の60日を超過するためお支払いできません。

病気やケガで180日以上継続して入院されたとき (疾病/災害入院給付金に上乘せ)

長期入院給付金



「直腸がんが肝臓や肺に転移」したため、1年間継続して入院給付金が支払われる入院をされた場合。	「脳梗塞」で90日間入院された場合。
 お支払いできます	 お支払いできません

長期入院給付金は、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が発支される入院で、入院給付金が支払われる1回の入院日数が180日以上(入院給付金支払日数が176日以上)となった場合に入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合の事例は入院給付金が発支される入院日数が176日未満の入院のため、長期入院給付金はお支払いできません。

ご入院の前後に通院されたとき

通院特約の通院給付金

特約の責任開始期以後に「糖尿病」で7日間入院し、退院日から180日以内に「糖尿病」の治療を受けるため30日間通院した場合。	特約の責任開始期以後に「糖尿病」の治療のため入院せずに通院による治療のみを受けた場合。
 お支払いできます	 お支払いできません

通院給付金は、主契約の入院給付金が発支される入院を1日以上したとき、入院日の前日からその日を含めて遡って60日、退院日の翌日からその日を含めて180日以内(※)に、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院した場合にお支払いします。

なお、1回の入院に対してお支払いする通院日数は30日を限度とします。

(※)入院の原因となった病気が3大疾病<がん・心疾患・脳血管疾患>の場合は、退院日の翌日からその日を含めて730日以内とします。

3 お支払いできる・できない具体的な事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

不慮の事故やご病気で入院や手術をされたとき ②

医療保険・医療総合保険などにご加入の場合

お支払対象となる手術の種類は、ご契約の保険種類によって異なります。

メディカルKit メディカルKit NEO	医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)
メディカルKitラヴ	医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)
メディカルKit R	医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型) (健康還付特則付加)
メディカルKitラヴR	医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型) (健康還付特則付加)
あるく保険	新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)

の場合

病気やケガで約款所定の手術を受けたとき

手術給付金

慢性扁桃炎のため、扁桃を摘出する手術(扁桃摘出術)を受けた場合。	切り傷の処置(創傷処理)を受けた場合。
----------------------------------	---------------------

お支払いできます

お支払いできません

手術給付金は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術を受けた場合にお支払いします。ただし、約款で除外されている以下の手術はお支払いできません。

<手術給付金をお支払いできない手術の代表例>

- ・傷の処置(創傷処理、デブリードマン)
- ・切開術(皮膚、鼓膜)
- ・骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術
- ・抜歯
- ・異物除去(外耳、鼻腔内)
- ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜炎)
- ・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

放射線治療を受けたとき

放射線治療給付金

肺がんの治療のため、放射線治療を受けた場合。	輸血用血液に放射線照射(血液照射)をした場合。
------------------------	-------------------------

お支払いできます

お支払いできません

放射線治療給付金は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を受けた場合にお支払いします。ただし、放射線照射の方法は、体外照射、組織内照射または腔内照射に限りです。また、約款で除外されている血液照射についてはお支払いできません。また、ご契約の時期によっては、放射線の総線量が50グレイ未満の場合はお支払いできません。

メディカルミニなど(※) 医療保険(入院初期給付特則付加)

医療保険

疾病入院特約

などの場合

(※)「メディカルミニ」「あんしんアミュレット」「あんしん医療プラス」「あんしん医療キャッシュバック60」「あんしん医療トリプルガード60」「メディカルミニ60」「あんしん医療がんプラス60」「あんしん医療アドバンスバック60」は、ご契約内容のお知らせでは約款上の正式名称である「医療保険(入院初期給付特則付加)」と表示しています。

病気やケガで約款(特約条項)所定の手術を受けたとき

手術給付金

急性虫垂炎のため虫垂を摘出する手術(虫垂切除術)を受けた場合。	慢性扁桃炎のため扁桃を摘出する手術(扁桃摘出術)を受けた場合。
---------------------------------	---------------------------------

お支払いできます

お支払いできません

手術給付金は、お支払対象となる手術の種類を約款(特約条項)別表の「対象となる手術および給付倍率表」で定めています。

お支払いできない場合の事例の「扁桃摘出術」は「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術に該当するものがないため、手術給付金はお支払いできません。

<手術給付金をお支払いできない手術の代表例>

- ・骨折の手術に伴う抜釘術
 - ・手指や足指の骨・関節・筋・腱・靭帯に対する手術(手指や足指の切断に対する再接合術を除きます。)
 - ・切傷による皮膚の縫合
 - ・皮膚良性腫瘍(脂肪腫など)摘出術
- *お支払いの対象となる手術については、ご契約の保険種類・ご契約の時期により異なりますので、約款(特約条項)別表の「対象となる手術および給付倍率表」をご確認ください。



3 お支払いできる・できない具体的事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

不慮の事故やご病気で入院や手術をされたとき ③

医療保険・医療総合保険などにご加入の場合

骨髄等の提供を目的とする
約款所定の骨髄等の採取術を受けたとき
手術給付金

責任開始日から1年経過後に骨髄等の採取術を受けたとき	責任開始日から10か月後に骨髄等の採取術を受けたとき
お支払いできます	お支払いできません

2015年11月2日以降に、造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞(以下「骨髄等」といいます。)の提供を目的とする骨髄等の採取術(※)を受けた場合にお支払いします。
ただし、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術に限り、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。
また、骨髄等の提供者(被保険者)と受容者に親族関係がない場合は、(公財)日本骨髄バンクに登録された提供者(被保険者)が骨髄等の提供に同意することにより行われた手術に限りです。
(※)骨髄等の提供者と受容者が同一となる自家移植を除きます。

3大疾病〈がん・心疾患・脳血管疾患〉により
入院されたとき(1回の入院に対して主契約の
限度日数が60日の契約)
3大疾病入院支払日数無制限特約の特定疾病入院給付金

特約の責任開始期以後に「脳梗塞」を発病し、80日間の入院をした場合。	特約の責任開始期以後に交通事故に遭い、80日間の入院をした場合。
お支払いできます	60日経過後の入院は お支払いできません
<p>80日間 主契約の疾病入院給付金を60日分お支払い 特約の特定疾病入院給付金を20日分お支払い</p>	<p>80日間 主契約の災害入院給付金を60日分お支払い お支払いできません</p>

主契約の疾病入院給付金は、1回の入院に対して支払われる限度日数を超過した入院期間については給付金をお支払いできません。一方、3大疾病入院支払日数無制限特約が付加されている場合、「3大疾病〈がん・心疾患・脳血管疾患〉」を直接の原因とし、「3大疾病」の治療を目的とする入院については、1回の入院に対して支払われる限度日数を超える入院日数に対して、支払日数の制限なく特定疾病入院給付金をお支払いします。
「お支払いできます」の事例では、「脳血管疾患」による入院のため、主契約によるお支払いは60日分(支払限度日数まで)、特約によるお支払いは20日分となります。
「60日経過後の入院はお支払いできません」の事例では、3大疾病以外による入院であるため、主契約から60日分のお支払いのみとなります。

3大疾病〈がん・心疾患・脳血管疾患〉または
6疾病〈3大疾病+肝硬変・慢性腎不全・糖尿病〉
により、約款所定の治療を受けられたとき
特定治療支援特約の給付金

特約の責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、手術のため7日間の入院をした場合。	特約の責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、手術は行わず7日間の入院治療を受けた場合。
お支払いできます	お支払いできません

所定の疾病で特約条項所定の治療を受けたときに給付金をお支払いします。急性心筋梗塞等の「心疾患」の場合は、以下のいずれかの治療を受けたときに、お支払いします。
・特約条項所定の手術(※)
・主契約の疾病入院給付金のお支払事由に該当する20日以上継続した入院治療
(※)先進医療に該当する手術を含みます。
*対象となる他の疾病の要件やその他の詳細については、特約条項をご確認ください。

不慮の事故により骨折・関節脱臼・腱の断裂の
治療を受けられたとき
特定損傷一時金特約の特定損傷一時給付金

自転車運転中に転倒し、手首を骨折	自転車運転中に転倒し、足首の捻挫により靭帯を損傷して医師の治療を受けた場合。
お支払いできます	お支払いできません

特定損傷一時金は、不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を受けた場合にお支払いします。その他のケガの治療の場合は、お支払いの対象とはなりません。

3 お支払いできる・できない具体的な事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

ご病気が「がん」のとき ①

がん保険、がん治療支援保険などにご加入の場合

がんと診断確定されたとき

がん保険・がん治療支援保険・がん保障特約・がん診断特約(2015年7月1日以前に付加)の診断給付金

保険期間の始期から100日目に初めて「胃がん」と診断確定された場合。	保険期間の始期から50日目に初めて「胃がん」と診断確定された場合。
------------------------------------	-----------------------------------

お支払いできます

お支払いできません

がん治療支援保険等では、保険期間の始期(※1)からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期(※2)となり、責任開始期以後に初めてがんと診断確定された場合に診断給付金等の各種給付金をお支払いします(がん保障特約では、特約の責任開始期以後に初めてがんと診断確定され、入院された場合に診断給付金等の各種給付金をお支払いします)。お支払いできない事例では、責任開始期前に診断確定されているため、診断給付金はお支払いできません。

(※1) 保険期間の始期とは、第1回保険料相当額を当社が受け取ったとき(告知前に受け取ったときは告知のとき)をいいます。

(※2) 特約の場合は主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。

なお、主契約・特約の責任開始期は第1回保険料のお払込方法や復活・復旧の有無等により異なる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2回目以降の診断給付金のお支払いについて

責任開始期以後に初めて「大腸がん」と診断確定され診断給付金が支払われた後、その診断確定日から3年経過後に肺へ転移したと診断確定された場合。	責任開始期以後に初めて「大腸がん」と診断確定され診断給付金が支払われた後、その診断確定日から1年経過後に肺へ転移したと診断確定されたが、その6か月後に治癒した場合。
---	--

お支払いできます

お支払いできません

すでに診断給付金が支払われた場合においては、その診断給付金のお支払事由に該当した最終の日(診断確定日)からその日を含めて2年を経過して新たに診断給付金のお支払事由に該当した場合に診断給付金をお支払いします。

がんと診断確定されたとき

がん治療支援保険NEO・がん診断保険R・がん診断特約(2015年7月2日以後に付加)の診断給付金

保険期間の始期から100日目に初めて「胃がん」と診断確定された場合。	保険期間の始期から50日目に初めて「胃がん」と診断確定された場合。
------------------------------------	-----------------------------------

お支払いできます

お支払いできません

保険期間の始期(※1)からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期(※2)となり、責任開始期以後に初めてがんと診断確定された場合に診断給付金等の各種給付金をお支払いします。

お支払いできない事例では、責任開始期前に診断確定されているため、診断給付金はお支払いできません。

(※1) 保険期間の始期とは、第1回保険料相当額を当社が受け取ったとき(告知前に受け取ったときは告知のとき)をいいます。

(※2) 特約の場合は主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。

なお、主契約・特約の責任開始期は第1回保険料のお払込方法や復活・復旧の有無等により異なる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2回目以降の診断給付金のお支払いについて

責任開始期以後に初めて「大腸がん」と診断確定され診断給付金が支払われた後、その診断確定日から3年経過後に肺へ転移したと診断確定された場合。	責任開始期以後に初めて「大腸がん」と診断確定され診断給付金が支払われた後、その診断確定日から1年経過後に肺へ転移したと診断確定されたが、その6か月後に治癒した場合。
---	--

お支払いできます

お支払いできません

すでに診断給付金が支払われた場合においては、その診断給付金のお支払事由に該当した最終の日(診断確定日)からその日を含めて2年を経過して新たに診断給付金のお支払事由に該当した場合に診断給付金をお支払いします。ただし、**上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。**

3 お支払いできる・できない具体的な事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

ご病気が「がん」のとき ②

がん保険、がん治療支援保険などにご加入の場合

初めて悪性新生物と診断確定されたとき

悪性新生物初回診断特約の診断保険金
**がん治療支援保険NEOの悪性新生物保険料払込免除特則、
 家計保障定期保険の特定疾病保険料払込免除特則
 および特定疾病・重度介護保険料払込免除特則**
 による保険料の払込免除

保険期間の始期から100日目初めて「胃の浸潤がん(悪性新生物)」と診断確定された場合。	保険期間の始期から100日目初めて「胃の上皮内がん(上皮内新生物)」と診断確定された場合。
---	---

お支払いできます

保険料のお払込みを
免除できます

お支払いできません

保険料のお払込みを
免除できません

悪性新生物初回診断特約の診断保険金や、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料の払込免除は、**保険期間の始期**(※1)からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、責任開始期以後に初めて悪性新生物と診断確定された場合を対象とします。

責任開始期前に診断確定された場合や上皮内新生物と診断確定された場合は、対象となりません。

特定疾病保険料払込免除特則および特定疾病・重度介護保険料払込免除特則による保険料の払込免除は、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めて悪性新生物と診断確定された場合を対象とします。

責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前に診断確定された場合や上皮内新生物と診断確定された場合は、対象となりません。

なお、悪性新生物初回診断特約の診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみとし、診断保険金をお支払いした場合は、特約は消滅します。

(※1) 保険期間の始期とは、第1回保険料相当額を当社が受け取ったとき(告知前に受け取ったときは告知のとき)をいいます。



がんにより入院をされたとき

入院給付金

責任開始期以後に初めて「肝臓がん」と診断確定され、治療のため20日間入院された場合。

「良性脳腫瘍」を発病し、治療のため20日間入院された場合。

お支払いできます

お支払いできません

がん治療支援保険等はがんによる治療を保障し、お支払対象となるがんは約款で定めています。

お支払いできない事例の「良性脳腫瘍」は、がんではないためお支払いできません。



がんにより入院をされたとき

入院給付金

保険期間の始期から100日目初めて「胃がん」と診断確定され、治療のため30日間入院された場合。

保険期間の始期から50日目初めて「胃がん」と診断確定され、治療のため30日間入院された場合。

お支払いできます

お支払いできません

がん治療支援保険等では、保険期間の始期(※1)からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期(※2)となり、責任開始期以後に初めてがんと診断確定され、入院された場合に入院給付金をお支払いします。お支払いできない事例では、責任開始期前に診断確定されているため、入院給付金はお支払いできません。

(※1) 保険期間の始期とは、第1回保険料相当額を当社が受け取ったとき(告知前に受け取ったときは告知のとき)をいいます。

(※2) 特約の場合は主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。

なお、主契約・特約の責任開始期は第1回保険料のお払込方法や復活・復旧の有無等により異なる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3 お支払いできる・できない具体的事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

ご病気が「がん」のとき ③

がん保険、がん治療支援保険などにご加入の場合

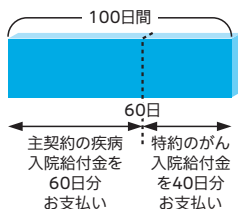
がんにより入院したとき(主契約の1回の入院に対するの)限度日数が60日の場合

がん入院支払日数無制限特約(引受基準緩和型)の がん入院給付金

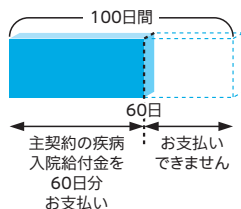
「肺がん」により100日間入院した場合。

「脳梗塞」により100日間入院した場合。

お支払いできます



60日経過後の入院はお支払いできません



主契約の疾病入院給付金は、1回の入院に対して支払われる限度日数を超過した入院期間については給付金をお支払いできません。一方、がん入院支払日数無制限特約(引受基準緩和型)が付加されている場合、「がん」を直接の原因とし、「がん」の治療を目的とする入院については、1回の入院に対して支払われる限度日数を超える入院日数に対して、支払日数の制限なくがん入院給付金をお支払います。

「お支払いできます」の事例では、「がん」による入院のため、主契約によるお支払いは60日分(支払限度日数まで)、特約によるお支払いは40日分となります。「60日経過後の入院はお支払いできません」の事例では、がんによる入院ではないため、主契約から60日分のお支払いのみとなります。

がんによるご入院の前後に通院されたとき

がん保険の通院給付金

責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、治療のため20日間入院し、退院日から180日以内の期間に「胃がん」の治療を受けるため10日間通院された場合。

責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、治療のため15日間入院し、退院日から180日以内の期間に「胃がん」の治療を受けるため10日間通院された場合。

お支払いできます

お支払いできません

がん保険の通院給付金は、がんの治療を目的とした入院を20日以上されたとき、入院日の前日からその日を含めて遡って60日、退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間にがんの治療を目的として通院された場合にお支払します。

お支払いできない事例は入院日数が20日未満のため、通院給付金はお支払いできません。

なお、1回の入院に対してお支払対象となる通院日数は45日です。

がんによるご入院の前後に通院されたとき

がん通院特約の通院給付金

特約の責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、治療のため3日間入院し、退院日から180日以内に「胃がん」の治療を受けるため10日間通院された場合。

責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、入院せずに通院による治療のみを受けられた場合。

お支払いできます

お支払いできません

がん通院特約の通院給付金は、がんの治療を目的とした入院を1日以上されたとき、入院日の前日からその日を含めて遡って60日、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、入院の原因となったがんの治療を目的として通院された場合にお支払します。

お支払いできない事例は入院していないため、通院給付金はお支払いできません。

なお、1回の入院に対してお支払いする通院日数は45日を限度とします。

3 お支払いできる・できない具体的事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

ご病気が「がん」のとき ④

がん保険、がん治療支援保険などにご加入の場合

がんにより手術を受けられたとき

手術給付金

責任開始期以後に初めて「子宮がん」と診断確定され、治療のため「子宮全摘除術」を受けられた場合。	「卵巣のう腫(良性)」の治療のための手術を受けられた場合。
---	-------------------------------

お支払いできます

お支払いできません

がん治療支援保険等はがんによる治療を保障し、お支払対象となるがんは約款(特約条項)で定めています。

お支払いできない事例の「卵巣のう腫(良性)」はがんではないためお支払いできません。

*お支払いの対象となる手術については、ご契約の保険種類・ご契約の時期により異なりますので、約款(特約条項)別表をご確認ください。

抗がん剤治療を受けられたとき

抗がん剤治療特約の治療給付金

特約の責任開始期以後に初めて「肺がん」と診断確定されて入院し、治療のため厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤(公的医療保険制度の保険給付対象)による治療を受けられた場合。

特約の責任開始期以後に初めて「肺がん」と診断確定されて入院し、治療のため厚生労働大臣の承認を受けていない抗がん剤(公的医療保険制度の保険給付対象外)による治療を受けられた場合。

お支払いできます

お支払いできません

公的医療保険制度(健康保険法、国民健康保険法等)に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、特約条項所定の抗がん剤(厚生労働大臣の承認を受けている等所定の条件を満たすもの)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき、治療を受けられた月ごとに治療給付金をお支払いします。

お支払いできない事例では、厚生労働大臣の承認を受けていない抗がん剤による治療である(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表による薬剤料または処方せん料が算定されない)ため、治療給付金はお支払いできません。

*お支払いの対象となる抗がん剤については、特約条項別表の「対象となる抗がん剤」をご確認ください(対象となる抗がん剤は、治療を受けられた時期により異なります)。

*診断確定されたがんの治療を目的として投薬または処方された医薬品が、特約条項別表の「対象となる抗がん剤」に該当するか等、ご不明点がある場合は弊社までご連絡ください。

先進医療による療養を受けられたとき

先進医療特約・がん先進医療特約の先進医療給付金

特約の責任開始期以後に初めて診断確定されたがんの治療のため、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院において先進医療による療養を受けられた場合。

特約の責任開始期以後に初めて診断確定されたがんの治療のため、国民健康保険法の保険給付対象である治療のみを受けられた場合。

お支払いできます

お支払いできません

公的医療保険制度(健康保険法、国民健康保険法等)における先進医療を受けられたとき、先進医療給付金をお支払いします。先進医療とは、公的医療保険制度に定められた評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療の種類ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。評価療養とは、今後、公的医療保険制度の給付対象とすべきものであるか否かについて、評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。

お支払いできない事例では、すでに公的医療保険制度の給付対象となっている治療を受けられているため、先進医療給付金はお支払いできません。

*お支払いの対象となる最新の先進医療については、厚生労働省のホームページをご確認ください(対象となる先進医療は、療養を受けられた時期により異なります)。



3 お支払いできる・できない具体的事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。
お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

その他の保障 ①

重度5疾病・重度介護家計保障特約、5疾病・重度介護家計保障特約、重度5疾病・重度介護一時金特約、5疾病就業不能特約にご加入の場合

特定の疾病により約款(特約条項)所定の就業不能状態になられたとき(※)

重度5疾病・重度介護家計保障特約
および5疾病・重度介護家計保障特約
の重度5疾病・重度介護給付金
重度5疾病・重度介護一時金特約
の重度5疾病・重度介護一時金

脳卒中のため就業不能状態となり、
医師の指示により61日間自宅で療
養した場合。

急性腎不全のため、61日間入院して
治療を受けた場合。

お支払いできます

お支払いできません

重度5疾病・重度介護給付金および重度5疾病・重度介護一時金は、約款(特約条項)に定める5疾病<悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全(※)>により、所定の就業不能状態になられたときにお支払いします。

対象となる疾病につきましては、特約条項でご確認ください。

※慢性腎不全とは、日本腎臓学会編『CKD診療ガイド2012』による慢性腎臓病の重症度分類において、ステージG4またはG5に分類されるものをいいます。

(※) 保険料払込免除の対象となる可能性がある事例です。

5疾病<悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全>により特約条項所定の就業不能状態になられたとき

5疾病就業不能特約の就業不能給付金

脳卒中のため就業不能状態となり、
医師の指示により31日間自宅で療
養した場合。

急性腎不全のため、31日間入院して
治療を受けた場合。

お支払いできます

お支払いできません

就業不能給付金は、特約条項に定める特定疾病<悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変または慢性腎不全(※)>により、所定の状態になられたときにお支払いします。

対象となる疾病につきましては、特約条項でご確認ください。

※慢性腎不全とは、日本腎臓学会編『CKD診療ガイド2012』による慢性腎臓病の重症度分類において、ステージG4またはG5に分類されるものをいいます。

特定の疾病により約款(特約条項)所定の要介護状態になられたとき(※)

重度5疾病・重度介護家計保障特約
および5疾病・重度介護家計保障特約
の重度5疾病・重度介護給付金
重度5疾病・重度介護一時金特約の重度5疾病・重度介護一時金

けいせい
交通事故による頸椎損傷で四肢麻痺となり、常時寝たきりで歩行が自分ではできず、かつ入浴も大小便の排泄後の拭き取り始末も自分ではできない状態が180日を超えて継続していると医師により診断された場合。

交通事故の後遺症で右片麻痺が残ったため、日常生活で若干の介護を要する状態であり、例えば歩行や食事、トイレは自分で支障なくできるが、入浴に関しては浴槽に入るのに若干の介護を要するような場合。

お支払いできます

お支払いできません

重度5疾病・重度介護給付金および重度5疾病・重度介護一時金は、病気やケガで所定の要介護状態になられたときにお支払いします。

お支払対象となる要介護状態は約款(特約条項)で定められています。

要介護状態の要件のひとつは、常時寝たきり状態でベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したときとなります。

- 1.衣服の着脱が自分ではできない。
 - 2.入浴が自分ではできない。
 - 3.食物の摂取が自分ではできない。
 - 4.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
- 対象となる要介護状態は、約款(特約条項)でご確認ください。
なお、公的介護保険制度に定める要介護状態等とは異なります。

(※) 保険料払込免除の対象となる可能性がある事例です。

5疾病の治療を目的として入院されたとき

5疾病・重度介護家計保障特約の5疾病初期入院給付金

脳卒中を発症し、医師の指示により
入院した場合。

急性腎不全を発症し、医師の指示により入院した場合。

お支払いできます

お支払いできません

5疾病初期入院給付金は、約款(特約条項)に定める5疾病<悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全(※)>により入院されたときにお支払いします。

対象となる疾病につきましては、特約条項でご確認ください。

※慢性腎不全とは、日本腎臓学会編『CKD診療ガイド2012』による慢性腎臓病の重症度分類において、ステージG4またはG5に分類されるものをいいます。

3 お支払いできる・できない具体的事例



ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。
お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

その他の保障 ②

3大疾病保障特約などにご加入の場合

3大疾病<悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中>により、約款(特約条項)所定の状態になられたとき(※)

特定疾病保障定期保険・5年ごと利差配当付特定疾病保障
終身保険・3大疾病保障特約の特定疾病保険金

<small>しんじゅがん</small> 「胃の浸潤がん(悪性新生物)」と医師によって診断された場合。	「胃の上皮内がん(上皮内新生物)」と医師によって診断された場合。
 お支払いできます	 お支払いできません



特定疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物は約款(特約条項)で定めており、「上皮内新生物」はお支払対象に含まれません。
お支払いできる事例の「胃の浸潤がん」は、約款(特約条項)所定の対象となる悪性新生物に該当するため特定疾病保険金をお支払いしますが、お支払いできない事例の「胃の上皮内がん」は該当しないため特定疾病保険金はお支払いできません。

(※) 保険料払込免除の対象となる可能性がある事例です。



3大疾病<悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中>により、約款(特約条項)所定の症状になられたとき(※)

特定疾病保険金

「急性心筋梗塞」となり医師の治療を受けたが、初めて医師の診療を受けた日から60日経過しても労働制限を医師に指示されており、職場復帰できず自宅にて療養を継続している場合。	「急性心筋梗塞」となり医師の治療を受けたが、順調に回復し、初めて医師の診療を受けた日から30日後には労働の種類の制限もない状態で職場復帰することができた場合。
 お支払いできます	 お支払いできません

特定疾病保険金のお支払対象となる急性心筋梗塞の状態は約款(特約条項)で定めています。急性心筋梗塞は初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする場合にお支払いします。
お支払いできない事例では初めて医師の診療を受けてから60日以上労働制限がされていないためお支払いできません。

(※) 保険料払込免除の対象となる可能性がある事例です。



3 お支払いできる・できない具体的な事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

その他の保障 ③

3つのあんしん、長割り3つのあんしん、一時払終身介護保険、低解約返戻金型終身介護保険にご加入の場合

病気やケガで180日を超えて約款所定の要介護状態が継続したと医師により診断確定されたとき(※)

介護給付金等

けいつい
頸椎損傷で四肢麻痺となり、常時寝たきりで歩行が自分ではできず、かつ入浴も大小便の排泄後の拭き取り始末も自分ではできない状態が180日を超えて継続したと医師により診断確定された場合。

のういつけつ
脳溢血の後遺症で右片麻痺が残ったため、日常生活で時々介護を要する状態であり、例えば歩行や食事、トイレは自分で支障なくできるが、立ち上がる際に支えを必要とすることがあるような場合。

お支払いできます

お支払いできません

介護給付金はお支払対象となる要介護状態を約款で定めています。要介護状態の要件のひとつは、常時寝たきり状態でベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態に該当し、その状態が180日を超えて継続したときとなります。

- 1.衣服の着脱が自分ではできない。
- 2.入浴が自分ではできない。
- 3.食物の摂取が自分ではできない。
- 4.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

お支払いできない場合の事例では日常生活動作は介護をほとんど必要としていないため、介護給付金はお支払いできません。

対象となる要介護状態は、約款でご確認ください。なお、公的介護保険制度に定める要介護状態等とは異なります。ただし、低解約返戻金型終身介護保険・介護保障特約の介護保険金は、公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたときにも、お支払いの対象となります。

(※) 保険料払込免除の対象となる可能性がある事例です。

低解約返戻金型終身介護保険にご加入の場合

公的介護保険制度において要介護認定を受けられたとき

低解約返戻金型終身介護保険・介護保障特約の介護保険金

公的介護保険制度において、要介護3の認定を受けられた場合

公的介護保険制度における要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態として、要支援1の認定を受けられた場合

お支払いできます

お支払いできません

公的介護保険制度は、要介護状態・要支援状態にある者に対して必要なサービスを行うものであり、要介護状態・要支援状態は、介護や支援の必要の程度に応じて、要支援1～2、要介護1～5の7段階に区分されています。

このうち、低解約返戻金型終身介護保険・介護保障特約では、公的介護保険制度で要介護2～5の認定を受けた場合に、介護保険金のお支払いの対象となります。

なお、将来、公的介護保険制度の仕組みが変更された場合は、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

公的介護保険のサービスを受けるには

公的介護保険制度のもとで、介護サービスを受けるためには要介護認定を受ける必要があります。要介護認定に応じて、利用者が所定割合の利用料を支払うことで、「現物給付」による各種サービスを受けることができます。詳しくは、お近くの市町村等の窓口や地域包括支援センター等にご相談ください。

3 お支払いできる・できない具体的事例

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

その他の保障 ④

成人病保障特約にご加入の場合

特約条項所定の成人病(がん・心筋梗塞・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)により入院されたとき
(疾病入院給付金に上乘せ)

成人病保障特約の入院給付金

ご契約加入後に発病した「糖尿病」により、30日間入院された場合。

「急性肝炎」により、30日間入院された場合。

お支払いできます

お支払いできません

成人病保障特約のお支払対象となる成人病は特約条項で定めています。お支払いできない場合の事例の「急性肝炎」は特約条項に定める成人病に該当しないため、成人病保障特約の入院給付金はお支払いできません。

〈特約条項に定める成人病保障特約の対象となる成人病の代表的な例〉

- ・がん
- ・糖尿病
- ・虚血性心疾患
- ・本態性高血圧症
- ・脳梗塞、脳卒中

*お支払対象となる成人病については、特約条項別表の「対象となる成人病」をご確認ください。

女性医療特約、女性疾病保障特約にご加入の場合

女性特有の病気等、特約条項所定の疾病により入院されたとき
(疾病入院給付金に上乘せ)

女性疾病保障特約の入院給付金

「乳がん」により、30日間入院された場合。

「糖尿病」により、30日間入院された場合。

お支払いできます

お支払いできません

女性疾病保障特約のお支払対象となる疾病は特約条項で定めています。お支払いできない場合の事例の「糖尿病」は特約条項に定める特定疾病に該当しないため、女性疾病保障特約の入院給付金はお支払いできません。
〈特約条項に定める女性疾病保障特約の対象となる特定疾病の代表的な例〉

- ・子宮筋腫、卵巣のう腫
- ・妊娠や分娩に関連した合併症
- ・乳房、女性性器、卵巣の続発性悪性新生物等
- ・甲状腺腫
- ・鉄欠乏性貧血

*2015年11月2日以後に付加した場合は、上記に加えて、3大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)が対象となります。お支払いの対象となる特定疾病については、ご契約の時期により異なりますので、約款(特約条項)別表の「対象となる特定疾病」をご確認ください。

女性特有の病気等、特約条項所定の疾病により入院されたとき
(疾病入院給付金に上乘せ)

女性医療特約の入院給付金

「子宮筋腫」により、30日間入院された場合。

「胃潰瘍」により、30日間入院された場合。

お支払いできます

お支払いできません

女性医療特約のお支払対象となる疾病は特約条項で定めています。お支払いできない場合の事例の「胃潰瘍」は特約条項に定める特定疾病に該当しないため、女性医療特約の入院給付金はお支払いできません。
〈特約条項に定める女性医療特約の対象となる特定疾病の代表的な例〉

- ・子宮筋腫、卵巣のう腫
- ・本態性高血圧症
- ・妊娠や分娩に関連した合併症
- ・脳梗塞、脳卒中
- ・糖尿病
- ・がん
- ・甲状腺腫
- ・鉄欠乏性貧血
- ・虚血性心疾患

*お支払対象となる特定疾病については、特約条項別表の「対象となる特定疾病」をご確認ください。

4 保険料お払込免除の対象となるとき

ご契約いただいている保険種類以外の事例も掲載されています。お手元の保険証券でお客様の保障内容をご確認ください。

不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき

保険料払込免除

自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力を永久に失った場合。	自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。
------------------------------------	---

保険料のお払込みを免除できます

保険料のお払込みを免除できません

保険料払込免除は、約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。
 なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。
 対象となる身体障害状態は約款でご確認ください。

特定疾病＜悪性新生物・心疾患・脳血管疾患＞により、約款所定の治療等を受けられたとき

特定疾病保険料払込免除特別の保険料払込免除

責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、手術のため7日間の入院をした場合。	責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、手術は行わず7日間の入院治療を受けた場合。
--	--

保険料のお払込みを免除できます

保険料のお払込みを免除できません

特定疾病＜悪性新生物・心疾患・脳血管疾患＞で約款所定の治療等を受けたときは、保険料の払込を免除します。急性心筋梗塞等の「心疾患」の場合は、以下のいずれかの治療を受けたときに、保険料払込免除となります。

- ・主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術
- ・先進医療に該当する手術
- ・主契約の疾病入院給付金のお支払事由に該当する20日以上継続した入院治療

*悪性新生物・脳血管疾患の要件やその他の詳細については、約款をご確認ください。

約款所定の高度障害状態になられたとき

4ページの以下の事例をご覧ください。

「不慮の事故により約款所定の高度障害状態になられたとき」
 「病気により約款所定の高度障害状態になられたとき」(*)
 (*)メディカルKitラフ【医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)】およびメディカルKitラフR【医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特則付加】は対象となりません。

3大疾病＜悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中＞により、約款所定の症状になられたとき

13ページの事例をご覧ください。

5疾病＜悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全＞による所定の就業不能状態や、病気やケガによる所定の要介護状態になられたとき

12ページの以下の事例をご覧ください。

「特定の疾病により約款(特約条項)所定の就業不能状態になられたとき」
 「特定の疾病により約款(特約条項)所定の要介護状態になられたとき」

病気やケガで180日を超えて約款所定の要介護状態が継続したと医師により診断確定されたとき

14ページの以下の事例をご覧ください。

「病気やケガで180日を超えて約款所定の要介護状態が継続したと医師により診断確定されたとき」

初めて悪性新生物と診断確定されたとき

9ページの以下の事例をご覧ください。

「初めて悪性新生物と診断確定されたとき」

5 指定代理請求特約について

被保険者が受取人となる保険金等について、受取人が請求できない「約款で定めた所定の事情」がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理請求することができる特約です。

例えばこんなとき

被保険者ご本人がお受け取りいただける保険金等のご請求が困難な場合

ケース①

事故やご病気等で、昏睡・寝たきりの状態となり、受取人ご本人が意思表示できない場合

高度障害保険金等

ケース②

「がん」等の病名が医師からご本人に告知されず、ご家族のみが知っている場合

特定疾病保障定期保険の特定疾病保険金等

ケース③

余命6か月以内であることが医師からご本人に告知されず、ご家族のみが知っている場合

リビング・ニーズ特約の特定状態保険金等



指定代理請求人について

指定代理請求人は、被保険者の同意を得て保険契約者にあらかじめ指定いただいた方1名とし、保険金等の請求時において次のいずれかに該当することが必要となります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

保険金・給付金をご請求いただく場合の連絡方法

※変額保険のご請求方法はP.1をご確認ください。

お電話でのご連絡

保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

【受付時間】平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます)

インターネットでのご連絡

<弊社ホームページ>

<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

弊社ホームページから下記の順序でお進みください。

ご契約者様

保険金・給付金のご請求手続きの流れ

インターネットでのご連絡

代理店・ライフパートナーへのご連絡

担当の代理店もしくはライフパートナーにご連絡ください。

がん専用相談窓口・がんお悩み訪問相談サービス

ご契約者様・被保険者様が「がん」と診断された場合に、ご本人様と
そのご家族様にご利用いただける無料サービスです。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師やメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

■がんお悩み訪問相談サービス

専門の相談員が訪問し、お客様の不安やお悩みの原因につい
て一緒に考え、お役に立てるような情報やツールを提供させ
ていただきます。

 **0120-363-992**

【受付時間】24時間・365日